

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条（目的）	1 - 1
-----------	-------

第 2 章 削 除

第 2 条（削除）	
-----------	--

第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれ のある設備の位置、構造及び管理の基準

基本事項

第 3 条（炉）	3 - 1
第 3 条の 2（ふろがま）	3 の 2 - 1
第 3 条の 3（温風暖房機）	3 の 3 - 1
第 3 条の 4（厨房設備）	3 の 4 - 1
第 4 条（ボイラー）	4 - 1
第 5 条（ストーブ）	5 - 1
第 6 条（壁付暖炉）	6 - 1
第 7 条（乾燥設備）	7 - 1
第 7 条の 2（簡易サウナ設備）	7 の 2 - 1
第 7 条の 3（一般サウナ設備）	7 の 3 - 1
第 8 条（簡易湯沸設備）	8 - 1
第 8 条の 2（給湯湯沸設備）	8 の 2 - 1
第 8 条の 3（燃料電池発電設備）	8 の 3 - 1
第 9 条（火を使用する設備に附属する煙突）	9 - 1
第 9 条の 2（排気ダクト等）	9 の 2 - 1
第 10 条（掘ごたつ及びいろり）	10 - 1
第 10 条の 2（ヒートポンプ冷暖房機）	10 の 2 - 1
第 11 条（火花を生ずる設備）	11 - 1
第 11 条の 2（放電加工機）	11 の 2 - 1
第 12 条（変電設備）	12 - 1
第 12 条の 2（急速充電設備）	12 の 2 - 1
第 13 条（内燃機関を原動力とする発電設備）	13 - 1
第 14 条（蓄電池設備）	14 - 1
第 15 条（ネオン管灯設備）	15 - 1
第 16 条（舞台装置等の電気設備）	16 - 1
第 17 条（避雷設備）	17 - 1
第 18 条（水素ガスを充填する気球）	18 - 1
第 18 条の 2（基準の特例）	18 の 2 - 1

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

第19条（液体燃料を使用する器具）	19－1
第20条（固体燃料を使用する器具）	20－1
第21条（気体燃料を使用する器具）	21－1
第22条（電気を熱源とする器具）	22－1
第23条（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）	23－1
第23条の2（基準の特例）	23の2－1

第3節 火の使用に関する制限等

第24条（喫煙等）	24－1
第25条（空地及び空家の管理）	25－1
第26条（たき火）	26－1
第27条（がん具用煙火）	27－1
第28条（化学実験室等）	28－1
第29条（作業中の防火管理）	29－1

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

第30条（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	30－1
-------------------------------	------

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

第30条の2（住宅用防災機器）	30の2－1
第30条の3（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）	30の3－1
第30条の4（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）	30の4－1
第30条の5（設置の免除）	30の5－1
第30条の6（基準の特例）	30の6－1
第30条の7（住宅における火災の予防の推進）	30の7－1

第3章の3 林野火災の予防

第30条の8（林野火災に関する注意報）	30の8－1
第30条の9（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	30の9－1

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

基本事項

第31条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）	31－1
第32条（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	32－1
第32条の2（共通する基準）	32の2－1
第32条の3（屋外の基準）	32の3－1

第 3 2 条の 3 の 2（屋内の基準）	3 2 の 3 の 2－1
第 3 2 条の 4（タンクの基準）	3 2 の 4－1
第 3 2 条の 5（地下タンクの基準）	3 2 の 5－1
第 3 2 条の 6（移動タンクの基準）	3 2 の 6－1
第 3 2 条の 7（類ごとの共通基準）	3 2 の 7－1
第 3 2 条の 8（維持管理）	3 2 の 8－1
第 3 2 条の 9（適用の除外）	3 2 の 9－1
第 3 3 条（品名又は指定数量を異にする危険物）	3 3－1

第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

基本事項

第 3 4 条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	3 4－1
第 3 5 条（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	3 5－1
第 3 5 条の 2（危険要因の把握と措置）	3 5 の 2－1

第 3 節 基準の特例

第 3 5 条の 3（基準の特例）	3 5 の 3－1
-------------------	-----------

第 5 章 消防用設備等の技術上の基準の付加

第 3 6 条（削除）	
第 3 7 条（消火器に関する基準）	3 7－1
第 3 8 条から第 4 6 条まで（削除）	
第 4 7 条（基準の特例）	4 7－1

第 6 章 避難管理

第 4 8 条（劇場等の客席（屋内））	4 8－1
第 4 9 条（劇場等の客席（屋外））	4 9－1
第 4 9 条の 2（基準の特例）	4 9 の 2－1
第 5 0 条（キャバレー等の避難通路）	5 0－1
第 5 0 条の 2（ディスコ等の避難管理）	5 0 の 2－1
第 5 0 条の 3（個室型店舗の避難管理）	5 0 の 3－1
第 5 1 条（百貨店等の避難通路等）	5 1－1
第 5 2 条（劇場等の定員）	5 2－1
第 5 3 条（避難施設の管理）	5 3－1
第 5 3 条の 2（避難経路図の掲示等）	5 3 の 2－1
第 5 4 条（防火設備の管理）	5 4－1
第 5 4 条の 2（工事中の消防用設備等の管理）	5 4 の 2－1
第 5 5 条（準用）	5 5－1

第 6 章の 2 屋外催しに係る防火管理

第 5 5 条の 2（指定催しの指定）	5 5 の 2－1
第 5 5 条の 3（屋外催しに係る防火管理）	5 5 の 3－1

第7章 雑 則

第56条（防火対象物の使用開始の届出等）	56－1
第57条（火を使用する設備等の設置の届出）	57－1
第58条（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）	58－1
第58条の2（指定洞道等の届出）	58の2－1
第59条（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）	59－1
第60条（タンクの水張検査等）	60－1
第61条（消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画の届出）	61－1
第61条の2（公表）	61の2－1
第62条（委任）	62－1

第8章 罰 則

第63条（罰則）	63－1
第64条	64－1

その他

規則第37条（標識等）	規37－1
-------------	-------